

## 第6章 計画の推進に向けて



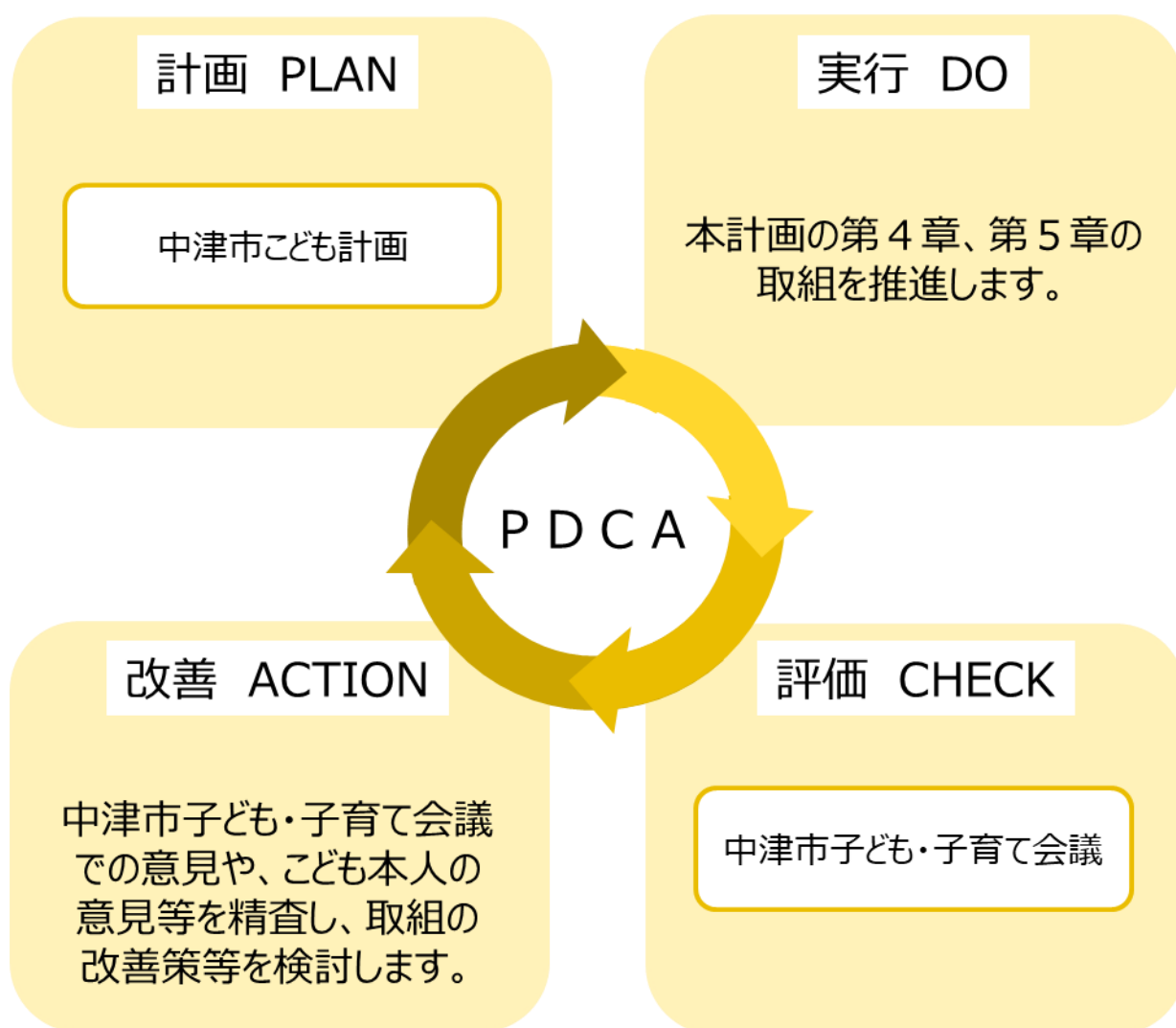


## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制及び進行管理

本計画に基づく各種施策については、福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり・生涯学習など、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進するとともに、市民、学識経験者、関係団体及び事業者の推薦を受けた者からなる「中津市子ども・子育て会議」において、計画の進捗管理や評価を行います。

また、法律等に基づく制度改革やその他広域的な対応が必要な場合は国・県などとの連携を深め計画を推進していきます。



## 2 当事者からの意見聴取

こども基本法第 11 条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じて、こどもの年齢や発達段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとするされています。

中津市では、「中津市 こども・若者会議」を定期的を開催し、こども本人からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っていきます。

